

# 第156期 決算公告

平成18年6月28日

松江市東本町二丁目35番地  
**株式会社 島根銀行**  
 取締役頭取 田頭 基典

貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>現金預け金</b>	<b>15,031</b>	<b>預 金</b>	<b>301,208</b>
現 金	4,287	当 座 預 金	8,576
預 け 金	10,743	普 通 預 金	83,557
<b>コールローン</b>	<b>8,000</b>	貯 蓄 預 金	6,273
<b>買入金銭債権</b>	<b>161</b>	通 知 預 金	1,797
<b>有 価 証 券</b>	<b>63,573</b>	定 期 預 金	189,656
国 債	20,882	定 期 積 金	5,864
地 方 債	5,751	そ の 他 の 預 金	5,481
社 債	25,388	<b>借 用 金</b>	<b>1,756</b>
株 式	2,830	借 入 金	1,756
そ の 他 の 証 券	8,719	<b>そ の 他 負 債</b>	<b>1,128</b>
<b>貸 出 金</b>	<b>229,771</b>	未 決 済 為 替 借	62
割 引 手 形	4,579	未 払 法 人 税 等	443
手 形 貸 付	27,720	未 払 費 用	202
証 書 貸 付	166,302	前 受 収 益	233
当 座 貸 越	31,168	給 付 補 て ん 備 金	1
<b>外 国 為 替</b>	<b>4</b>	金 融 派 生 商 品	158
外 国 他 店 預 け	4	そ の 他 の 負 債	26
<b>そ の 他 資 産</b>	<b>933</b>	<b>退 職 給 付 引 当 金</b>	<b>283</b>
未 決 済 為 替 貸	70	<b>特 別 法 上 の 引 当 金</b>	<b>175</b>
前 払 費 用	10	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	855
未 収 収 益	419	<b>支 払 承 諾</b>	<b>4,600</b>
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失	34	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>310,007</b>
そ の 他 の 資 産	397		
<b>動 産 不 動 産</b>	<b>5,244</b>	(資本の部)	
土 地 建 物 動 産	5,172	<b>資 本 金</b>	<b>6,400</b>
保 証 金 権 利 金	71	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>235</b>
<b>繰 延 税 金 資 産</b>	<b>2,199</b>	資 本 準 備 金	235
<b>支 払 承 諾 見 返</b>	<b>4,600</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>7,598</b>
<b>貸 倒 引 当 金</b>	<b>4,672</b>	利 益 準 備 金	925
		任 意 積 立 金	5,572
		当 期 未 処 分 利 益	1,101
		当 期 純 利 益	365
		<b>土 地 再 評 価 差 額 金</b>	<b>1,121</b>
		<b>株 式 等 評 価 差 額 金</b>	<b>488</b>
		<b>自 己 株 式</b>	<b>26</b>
		<b>資 本 の 部 合 計</b>	<b>14,840</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>324,847</b>	<b>負 債 及 び 資 本 の 部 合 計</b>	<b>324,847</b>

〔平成17年 4月 1日 から〕  
〔平成18年 3月31日 まで〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>経常収益</b>		7,483
<b>資金運用収益</b>	6,226	
貸出金利息	5,476	
有価証券利息配当金	710	
コールローン利息	0	
買入手形利息	0	
預け金利息	21	
金利スワップ受入利息	15	
その他の受入利息	2	
<b>役務取引等収益</b>	750	
受入為替手数料	211	
その他の役務収益	539	
<b>その他業務収益</b>	284	
外国為替売買益	7	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	271	
金融派生商品収益	5	
その他の業務収益	0	
<b>その他経常収益</b>	222	
株式等売却益	149	
その他の経常収益	72	
<b>経常費用</b>		6,852
<b>資金調達費用</b>	232	
預金利息	180	
借入金利息	21	
金利スワップ支払利息	30	
その他の支払利息	0	
<b>役務取引等費用</b>	549	
支払為替手数料	51	
その他の役務費用	498	
<b>その他業務費用</b>	12	
国債等債券売却損	11	
国債等債券償却	1	
<b>営業経費</b>	4,788	
<b>その他経常費用</b>	1,269	
貸倒引当金繰入額	1,222	
貸出金償却	0	
株式等償却	0	
その他の経常費用	45	
<b>経常利益</b>		630
<b>特別利益</b>		26
償却債権取立益	26	
<b>特別損失</b>		18
動産不動産処分損	18	
<b>税引前当期純利益</b>		638
<b>法人税、住民税及び事業税</b>		673
<b>法人税等調整額</b>		399
<b>当期純利益</b>		365
<b>前期繰越利益</b>		866
<b>合併による未処分利益引継額</b>		8
<b>中間配当額</b>		116
<b>利益準備金積立額</b>		23
<b>当期末処分利益</b>		1,101

## 貸借対照表の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式及び受益証券以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

3．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．動産不動産は、それぞれ次のとおり減価償却しております。

建 物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 4年～50年

動 産 2年～20年

5．自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

6．外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その累計金額は1,610百万円であります。（なお、前期末累計金額は、1,588百万円であり、当期直接減額は、54百万円であります。）

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

9. 役員退職慰労引当金は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

11. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は34百万円であります。

12. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当期において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

13. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

14. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 51百万円

15. 子会社の株式総額 516百万円

16. 子会社に対する金銭債権総額 1,944百万円

17. 子会社に対する金銭債務総額 328百万円

18. 動産不動産の減価償却累計額 4,108百万円

19. 動産不動産の圧縮記帳額 316百万円（当期圧縮記帳額 -百万円）

20．貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機等の一部については、リース契約により使用しております。

21．貸出金のうち、破綻先債権額は1,926百万円、延滞債権額は7,625百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22．貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は28百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,705百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,286百万円であります。

なお、21．から24．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

従来、自己査定上の「破綻懸念先」に対する貸出金は、貸出1件ごとの状況に応じて「延滞債権」、「条件緩和債権」、「非開示債権」としておりましたが、当事業年度より自己査定上の債務者区分ならびに金融再生法の開示区分との整合を図る目的で、「破綻懸念先」に対する貸出金全額を「延滞債権」として開示するよう変更しております。この変更による開示額への影響は、延滞債権で1,906百万円の増加、条件緩和債権で1,560百万円の減少となっております。また、前事業年度を変更後の方法で開示した場合、延滞債権は3,075百万円の増加、条件緩和債権は2,511百万円の減少となります。

25．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,579百万円であります。

26．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 100百万円

担保資産に対応する債務はございません。

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金 9百万円、有価証券 13,640百万円を差し入れております。

27．従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は34百万円であります。当期においては、繰延ヘッジ利益がなかったため、評価差額と一致しております。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,822百万円

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれております。

30. 1株当たりの純資産額 319円40銭

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の売掛債権信託受益権が含まれております。以下36.まで同様であります。

売買目的有価証券はございません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表		時 価	差 額	
	計 上 額			うち益	うち損
国債	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
地方債	2,314	2,357	43	43	-
社債	1,455	1,436	19	-	19
その他	5,500	4,890	609	13	622
合計	9,269	8,684	584	56	641

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはございません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表		評価差額	
		計 上 額		うち益	うち損
株式	1,773百万円	2,122百万円	348百万円	413百万円	65百万円
債券	49,245	47,902	1,342	19	1,361
国債	21,588	20,882	705	8	714
地方債	3,618	3,436	181	2	183
社債	24,038	23,583	455	9	464
その他	2,809	2,983	173	189	15
合計	53,828	53,008	820	622	1,442

なお、上記の評価差額に繰延税金資産331百万円を加えた額が、「株式等評価差額金」に含まれております。

当行では、売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握できる有価証券について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行うこととしておりますが、当期において減損処理は行っておりません。なお、時価が著しく下落したときとは、時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にあることとあります。

32. 当期中に売却した満期保有目的の債券はございません。

33. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
13,164百万円	421百万円	15百万円

34. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	3,449百万円
譲渡性預け金	3,000
売掛債権信託受益権	99
非上場事業債	350
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	517
子会社・子法人等株式	516
関連法人等株式	1
その他有価証券	427
非上場株式(店頭売買株式を除く)	191
その他の証券	236

35. 当期中に、保有目的を変更した満期保有目的の債券はございません。

36. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	8,164百万円	22,528百万円	14,857百万円	6,472百万円
国債	3,831	4,073	8,603	4,374
地方債	221	3,385	2,144	-
社債	4,111	15,069	4,109	2,098
その他	3,144	1,369	1,437	4,500
合計	11,309	23,897	16,295	10,972

37. 当期末において金銭の信託の保有はございません。

38. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はございません。

また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債、社債に合計158百万円含まれております。

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、

34,359百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが7,301百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40．固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当期から適用しておりますが、これによる税引前当期純利益に与える影響はありません。

なお、資産のグルーピングの方法は、主として営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。

41．銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.15%

## 損益計算書の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．子会社との取引による収益総額 57百万円

子会社との取引による費用総額 123百万円

3．1株当たり当期純利益金額 7円86銭

## 連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

松江リース株式会社

なお、前連結会計年度まで連結される子会社であった、しまぎんビジネスサービス株式会社は、平成17年10月1日に当行と合併しております。

非連結の子会社及び子法人等はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

会社名

しまぎんユーシーカード株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等はありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 1社

### (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### (5) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

### (6) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表（平成18年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	15,334	預 金	300,880
コールローン及び買入手形	8,000	借 用 金	5,085
買入金銭債権	99	社 債	200
有 価 証 券	63,077	そ の 他 負 債	1,274
貸 出 金	227,838	退職給付引当金	283
外 国 為 替	4	特別法上の引当金	175
そ の 他 資 産	1,323	再評価に係る繰延税金負債	855
動 産 不 動 産	10,837	連 結 調 整 勘 定	22
繰 延 税 金 資 産	2,309	支 払 承 諾	4,600
支 払 承 諾 見 返	4,600	負債の部合計	313,378
貸 倒 引 当 金	4,766	（少数株主持分）	
		少 数 株 主 持 分	13
		（資本の部）	
		資 本 金	6,400
		資 本 剰 余 金	235
		利 益 剰 余 金	8,026
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,121
		株 式 等 評 価 差 額 金	488
		自 己 株 式	26
		資本の部合計	15,268
資産の部合計	328,660	負債、少数株主持分及び資本の部合計	328,660

平成17年 4月 1日から  
平成18年 3月31日まで

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	9,799
資金運用収益	6,172
貸出金利息	5,423
有価証券利息配当金	710
コールローン利息及び買入手形利息	0
預け金利息	21
その他の受入利息	16
役員取引等収益	749
その他の業務収益	284
その他の経常収益	2,593
経常費用	9,017
資金調達費用	300
預金利息	180
借入金利息	90
その他の支払利息	30
役員取引等費用	549
その他の業務費用	12
営業経費	4,796
その他の経常費用	3,357
貸倒引当金繰入額	1,227
その他の経常費用	2,129
経常利益	781
特別利益	26
償却債権取立益	26
特別損失	18
動産不動産処分損	18
税金等調整前当期純利益	789
法人税、住民税及び事業税	673
法人税等調整額	345
少数株主利益	1
当期純利益	460

## 連結貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、  
その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については連結決算日前1ヵ月の市場  
価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式及び受益  
証券以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均  
法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により  
行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 当行の動産不動産は、それぞれ次のとおり減価償却しております。

建 物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)に  
ついては、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 4年～50年

動 産 2年～20年

連結される子会社及び子法人等のリース資産については、リース期間定額法、その他の動  
産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

5. 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める  
利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

6. 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しており  
ます。

7. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しておりま  
す。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に  
係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権  
については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可  
能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、  
今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、  
担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の  
支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等  
に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該  
部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の  
引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から  
担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額  
として債権額から直接減額しており、その累計金額は1,610百万円であります。(なお、前  
連結会計年度末の累計金額は、1,588百万円であり、当連結会計年度直接減額は、54百万円

であります。)

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により損益処理

数理計算上の差異 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

9. 役員退職慰労引当金は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

10. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

11. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は34百万円であります。

12. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当連結会計年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

14. 当行の取締役及び監査役に対する金銭債権総額 51百万円

15. 動産不動産の減価償却累計額 11,978百万円

16. 動産不動産の圧縮記帳額 316 百万円（当連結会計年度圧縮記帳額 -百万円）
17. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機等の一部については、リース契約により使用しております。

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,934百万円、延滞債権額は7,633百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は28百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,705百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,301百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

従来、自己査定上の「破綻懸念先」に対する貸出金は、貸出1件ごとの状況に応じて「延滞債権」、「条件緩和債権」、「非開示債権」としておりましたが、当連結会計年度末より自己査定上の債務者区分ならびに金融再生法の開示区分との整合を図る目的で、「破綻懸念先」に対する貸出金全額を「延滞債権」として開示するよう変更しております。この変更による開示額への影響は、延滞債権で1,906百万円の増加、条件緩和債権で1,560百万円の減少となっております。また、前連結会計年度末を変更後の方法で開示した場合、延滞債権は3,075百万円の増加、条件緩和債権は2,511百万円の減少となります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,579百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 100百万円

有価証券 148百万円

担保資産に対応する債務

借入金 550百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金 9 百万円、有価証券13,640百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は71百万円であります。

24. 従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 34 百万円であります。当連結会計年度においては、繰延ヘッジ利益がなかったため、評価差額と一致しております。

25. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号及び 4 号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,822 百万円

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 900 百万円が含まれております。

27. 1 株当たりの純資産額 328 円 61 銭

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の売掛債権信託受益権が含まれております。以下 33 まで同様であります。

売買目的有価証券はございません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借		時 価	差 額	うち	
	対照表計上額				益	損
国債	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	
地方債	2,314	2,357	43	43	-	
社債	1,455	1,436	19	-	19	
その他	5,500	4,890	609	13	622	
合計	9,269	8,684	584	56	641	

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借		評価差額	うち	
		対照表計上額			益	損
株式	1,773百万円	2,122百万円	348百万円	413百万円	65百万円	
債券	49,245	47,902	1,342	19	1,361	
国債	21,588	20,882	705	8	714	
地方債	3,618	3,436	181	2	183	
社債	24,038	23,583	455	9	464	
その他	2,809	2,983	173	189	15	
合計	53,828	53,008	820	622	1,442	

なお、上記の評価差額に繰延税金資産331百万円を加えた額が、「株式等評価差額金」に含まれております。

当行では、売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握できる有価証券について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行うこととしておりますが、当連結会計年度において減損処理は行っておりません。なお、時価が著しく下落したときは、時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にあることであります。

29. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
13,164百万円	421百万円	15百万円

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	3,449百万円
譲渡性預け金	3,000
売掛債権信託受益権	99
非上場事業債	350
関連法人等株式	21
その他有価証券	428
非上場株式(店頭売買株式を除く)	192
その他の証券	236

32. 当連結会計年度中に、保有目的を変更した満期保有目的の債券はございません。

33. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	8,164百万円	22,528百万円	14,857百万円	6,472百万円
国債	3,831	4,073	8,603	4,374
地方債	221	3,385	2,144	-
社債	4,111	15,069	4,109	2,098
その他	3,144	1,369	1,437	4,500
合計	11,309	23,897	16,295	10,972

34. 当連結会計年度末において金銭の信託の保有はございません。

35. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はございません。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に10百万円含まれております。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,109百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが7,051百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	1,531百万円
年金資産（時価）	739
<hr/>	
未積立退職給付債務	792
会計基準変更時差異の未処理額	426
未認識数理計算上の差異	148
未認識過去勤務債務（債務の減額）	66
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	283
前払年金費用	-
退職給付引当金	283

38. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しておりますが、これによる税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

なお、資産のグルーピングの方法は、主として営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。

また、連結される子会社については、各社を1単位としてグルーピングをしております。

39. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

40. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）9.21%

## 連結損益計算書の注記

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 1 株当たり当期純利益金額 9 円 91 銭

3 . 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠しております。

## 決算公告中断のお知らせ

本決算公告は、公告の中断が発生したことをお知らせいたします。

< 中断の期間 >

平成 18 年 7 月 21 日から平成 18 年 11 月 14 日(117 日間)

< 中断の内容 >

ホームページでの画面遷移する(リンク)の設定を誤っていたものであります。

本件に関して、ご迷惑をお掛け致しまして誠に申し訳ございませんでした。